

# 第1編 総則

## 第1節 総 則

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、高野町防災会議が作成する計画であって、高野町及び防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮し、高野町域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、土地の保全並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

(1) この計画は、町及び防災関係機関が処置しなければならない町の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害及び地震等の災害に対応するものである。

(2) この計画の策定、運営に当たっては、国の防災基本計画に基づき実施することから、和歌山県地域防災計画及び関係機関の防災業務計画と整合を図っていくものとする。

(3) 近い将来発生が予想されている南海トラフ地震をはじめ大規模災害においては、一つの自治体で対応できるものではない。県、近隣市町村、防災関係機関、さらには県民が一体となって、災害対策に取り組む必要がある。この計画は、災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。

### 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年高野町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を高野町防災会議に提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的・一体的でなければならないことから、県の計画とも十分調整されたものにしていくことが必要である。

## 第2節 防災行政の基本方針

### 1 持続可能な町を目指して

高野町は、平安時代に弘法大師空海が真言密教の根本道場として開創して以来、山上都市という厳しい自然環境の中で、これまで宗教都市として発展してきた。平成16年7月には、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された。この貴重な文化的遺産を次世代へ残すことが、町の使命である。

しかし、人間の営みをいとも簡単に打ち砕くのが自然の力である。自然の脅威は突然襲いかかり、場合によっては、町そのものを壊滅させる力を持っている。高野町でも、雷による火災で大きな被害を受けた過去がある。いつ起きてもいいように日頃からの備えをしておくことが必要である。

一方で、災害は、それほど頻繁には起こらないのが現実である。寺田寅彦が言ったように、災害は、忘れた頃にやってくる。なかには、直下型地震のように、1,000年以上の周期で発生するものもある。そのため、あまり目先の対策に力をかけても続かない。自然災害に対しては世代を超えて備えていかなければならない以上、防災の要素を日頃の生活の中に組み入れておくことが重要である。

弘法大師空海の開創以来、約1,200年続いてきたこの高野町を、災害に負けない持続可能な町にするには、防災文化をどれだけ生活に溶け込ませるかにある。

### 2 高野町における防災上の課題

#### (1) 災害対応能力の向上

災害は、いつ、どのような形で起こるかは分からない。必ずしも想定された通りの被害になるとは限らない。災害の原因、被害の状況等も把握できない中で、平常時とは異なる対応を迫られ、町民の生活を守るために、最大限の力を発揮することが求められる。

しかし、職員は、平常時には定型化された業務を的確に行うことが多く、臨機応変な対応には馴れていない。また、町外に在住する職員も多く、電車の不通、道路の寸断によって、勤務時間外には参集できない可能性もある。

そのため、一定の被害想定に基づいた初動体制を確立するとともに、想定外の事態にも対応できるように、災害をイメージした訓練を通して、職員の災害対応能力を向上させていく必要がある。さらに、日頃の業務の中でも、創造性を持って絶えず職務の改善を心がけていく。

#### (2) 高齢化

高野町では、人口減少が進むと同時に、町民の高齢化が進んでいる。平成27年及び令和2年の国勢調査による人口分布の推移をみると、10歳代後半～20歳代前半の若年層の人口減少が大きいのに対して、70歳代以上が増加している。高齢化が著しく、高齢人口比率（65歳以上が占める割合）は、41.4%で、和歌山県内において9番目に高くなっている。災害時には、電気・水が止まってしまう、トイレが使えないなど、普段当たり前のように享受していた便利なものが使えなくなるため、高齢者はより一層の不便を強いられる。高齢化が進んでいる現状では、家族に頼った災害対策では十分ではない。地域全体で高齢者を援護していくことが重要である。それには、災害時にいきなり援護する関係を築くことは困難であるため、日頃から声を掛け合いながら、いざというときに助け合える地域での連携の仕組みを確立しておく必要がある。そのため、「避難行動要支援者避難支援対策」を作成し、また、高野町介護福祉課では、「避難行動要支援者名簿」を整備して、地域の要配慮

者情報を関係機関が共有するための基盤作りを進めている。

ただ、非常時に向けた対策にも限界がある。平常時にも高齢者に配慮した対策を取ることが重要である。例えば、積極的に公共的施設のバリアフリー化を進めていくことは、普段施設を利用する際にも便利であるが、施設が避難所になったときは、肉体的・精神的苦痛を大いに軽減することができる。

### (3) 中山間地域

高野町は、和歌山県北東部の山間地域に位置する、典型的な中山間地域である。さらに、高野町では、中心集落が2箇所に分かれ、中小集落が山間部に点在している。そのため、地勢的に土砂災害等の発生によって、他の地域との交通手段が遮断され、集落が孤立してしまう危険が高い。集落単位で孤立する危険ばかりではなく、地震のように広域で被害が出た場合には、高野町全体が孤立してしまうおそれもある。

そこで、ある程度の期間は、外部からの応援がなくても自立して生活ができるように、町、集落、家庭ごとに備蓄に努める。それとともに、災害時に置かれる状況を地域全体で共有して、いざというときの対処方法を事前に検討しておく。

### (4) 宗教都市

高野町は、弘法大師空海が開創して以来、宗教都市として栄えてきた。現在でも、寺院の数は117ヶ寺を数え、52ヶ寺で宿坊として参詣者へ宿を提供している。いまま寺院を中心とした宗教都市であることに変わりはない。地震等の大規模な災害が起きた場合、町だけで対応するには限界があり、寺院との協力が不可欠である。災害時における協定を結ぶとともに、防災訓練等を通して互いの連携を深めていく。

### (5) 観光都市

高野町内には、寺院を中心に歴史的な建造物が多数ある。多くは木造建築物であるため、火災に対する備えが重要である。特に、国宝、重要文化財が多数存在し、高野町の誇りとして、後生に伝えていかなくてはならない。町民一人ひとりが、日頃から火災に対する注意をもって、町全体で貴重な文化遺産を維持していく。

また、世界遺産の地を見物に訪れる観光客は多い（年間約140万人〔うち、宿泊観光客は、約20万人〕）。時には、町民を上回る観光客が町内にあふれる。そんな時に災害が起きれば、観光客は地理に詳しくないため、混乱が予想される。混乱は主に情報不足が原因で起こるので、高野山観光情報センターを情報提供の拠点とし、観光協会、宿坊協会とも協力して的確な情報提供を行う。最近では、外国からの観光客も増加する傾向にあり（令和6年の外国人宿泊者数は、106,673人）、高野山の観光関係機関と連携して、災害時において外国語で対応できる体制を整えていく。

## 3 基本方針

### (1) 職員の災害対応能力向上

災害は特殊な状況のため、対応能力の向上には、災害を具体的にイメージすることが重要である。しかも、置かれる状況は画一的ではなく、被害の展開も多様である。いざという時には、状況に応じて臨機応変に対処することが求められる。

そこで、いざという時のためにマニュアルを整備するとともに、定期的な訓練を通してマニュアルの中身を検証して、職員の災害対応能力を向上させていく。

(2) 地域の防災力向上

外部との交通手段が遮断されて集落が孤立したときには、地域で助け合っていかなければならない。日頃から、災害時を想定した地域での連携について準備を進めておく必要がある。特に、災害時に援助を必要とする人については、どのように援助していくか、町内会を通して徹底していく。

(3) 多層的なネットワークの構築

災害時には、人、モノ、情報が不足する。時には、町だけで対応することは不可能な場合もある。高野町内外における日頃の付き合いを通じて、いざという時に助け合える関係を構築していく。

① 市町村との相互応援協定

いざという時に一番頼りになるのは、自治体業務に精通している自治体職員の応援である。業務内容を短時間で理解できるため、格段に業務の効率が上がる。そこで、なるべく多くの自治体との応援協定を結んでいくことが必要である。応援は早く来てもらうほど作業が捗るので、まず第一に、近隣市町村との協定締結を推進していく。しかし、東南海、南海地震のように広域で被害が出る場合には、近隣市町村が同時に被災する可能性がある。そのため、距離の離れた市町村との協定も積極的に結ぶことを検討していく。

② 町内のネットワークの確立

町全体が孤立化した場合に備えて、町内で自立手段を講じておくことが必要である。そのため、町内会を中心に自主防災組織を結成するとともに、その中心となる防災推進リーダーの育成に努める。それだけでは、必要とされる人員が確保できない場合があるので、行政、地域という括りだけではなく、寺院、大学などの様々なネットワークで助け合える環境を構築していく。

③ 町外のボランティアとの連携

孤立した場合には町の外部からの応援は期待できない。しかし、被害が長期化した場合には、少ない人的資源で対応していくにも限界がある。災害時には、救援物資の整理・配送、ゴミの処理など様々な業務が増えてくることから、確保できるのであれば、助けてくれるスタッフを多く抱えることが望ましい。町外のボランティアも積極的に活用することも検討する必要がある。

しかし、一方で、ボランティアは町の地理に不案内であるため、不用意にボランティアを募集した場合には、宿泊施設に限りがあるため混乱をきたすおそれがある。ボランティア・センターを通じた情報提供の仕組みを確立するとともに、一定の組織された団体と平常時から関係を築いていく。

4 美しい町並み景観整備と防災

高野町では、「美しい町並み景観」を整備していく方針であるが、古い町並み、家並みの維持を目指して木造家屋を残すことは、地震、火災に対する防災力の低下につながる。耐震性の不十分な場合は、家屋の倒壊により大きな被害を招く。また、狭隘な道は消防車両の侵入を阻み、延焼防止活動を妨げる。単純に防災上の観点からみれば、古い木造家屋の密集状態を解消することが適切ともいえる。

しかし、それではこれまで連綿と積み重ねられてきた町としての連続性が失われてしまう。いまの高野町があるのは、弘法大師空海が開創して以来続く長い歴史があるからである。また、この高野町で暮らしていく以上は、生活の中で「豊かさ」が実感できなければ意味がない。今後、高野町が、どのような町として「豊かさ」を感じていくかを考えた場合、古い町並み、家並みを維持していくことには重要な意義がある。

一方で、高野町がいつまでも継続していくには、一回の災害により、町が壊滅的な被害を受けることは避けなければならない。町並みが持つ災害に対する弱みを十分に把握した上で、それを補う対策をとる必要がある。例えば、町並みの保存と同時に、建物の耐震性を向上させるための耐震診断・耐震補強工事にも助成を行うとともに、消火栓等の防火設備の充実を図る。また、定期的に防災訓練を行うことで、地区での連携を確認する。適切な耐震補強と、防火設備が整っていれば、後は、地域の連携が防災上重要な要素となる。町並み保存が契機になり、町を大切にする気持ちが広がり、コミュニティの結びつきが強くなるならば、かえって防災力は向上していく。町並みを保存するための組織を結成して、その活動の中に防災・防火の意識を根付かせることで、防災上の弱点の補強を目指す。

全国各地で、歴史的な町並みを維持する動きが活発になってきているが、防災上の課題に対しては十分に配慮されてきたとはいえない。今後は、同様な課題を持っている自治体、地域との連携を図り、互いの知恵を生かしながら、継続的に取り組んでいく。

## 第3節 防災関係機関の実施責任と業務大綱

### 第1 実施責任

高野町並びに町の地域を管轄し、若しくは町域内に所在する防災関係機関、その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互協力を努めることとする。

#### 1 高野町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、住民及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 和歌山県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域及び住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性をかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動が円滑に行われるように協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市町村及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 和歌山県

機関の名称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
和歌山県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査報告 (4) 災害防除と拡大の防止 (5) 救助、防疫等、り災者の救助保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) り災者に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 災害時における文教対策</li> <li>(10) 災害時における公安対策</li> <li>(11) 災害対策要員の動員並びに雇用</li> <li>(12) 災害時における交通、輸送の確保</li> <li>(13) 被災施設の復旧</li> <li>(14) 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等</li> </ul>
--	---

## 2 高野町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 町防災会議に関する事務</li> <li>(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練</li> <li>(3) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告</li> <li>(4) 災害防除と拡大の防止</li> <li>(5) 救助、防疫等、り災者の救助保護</li> <li>(6) 災害復旧資材の確保と物価の安定</li> <li>(7) り災者に対する融資等の対策</li> <li>(8) 被災町営施設の応急対策</li> <li>(9) 災害時における文教対策</li> <li>(10) 災害対策要員の動員並びに雇用</li> <li>(11) 災害時における交通、輸送の確保</li> <li>(12) 被災施設の復旧</li> <li>(13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整</li> </ul>

## 3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿管区警察 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管内各府県警察の指導・調整に関すること</li> <li>(2) 他管区警察局との連携に関すること</li> <li>(3) 関係機関との協力に関すること</li> <li>(4) 情報の収集及び連絡に関すること</li> <li>(5) 警察通信の運用に関すること</li> <li>(6) 警察官の応援派遣に関すること</li> </ul>
近畿財務局 (和歌山財務 事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共土木等被災施設の査定立会</li> <li>(2) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定</li> <li>(3) 地方自治体に対する災害融資</li> <li>(4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示</li> <li>(5) 未利用の国有地の情報提供</li> </ul>

近畿厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 独立行政法人国立病院機構の避難施設等の整備と防災訓練の指導</li> <li>(2) 災害時における国立病院機構収容患者の医療等の指示、調整</li> <li>(3) 災害による負傷者等の国立病院機構における医療助産、救助の指示、調整</li> </ul>
近畿農政局 (和歌山拠点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成</li> <li>(2) 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策</li> <li>(3) 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策</li> <li>(4) 災害における主要食糧の応急対策</li> </ul>
近畿中国森林 管理局（和歌 山森林管理 署）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備</li> <li>(2) 国有林における予防治山施設による災害予防</li> <li>(3) 国有林における荒廃地の災害復旧</li> <li>(4) 災害対策復旧用資材の供給</li> <li>(5) 森林火災予防対策</li> </ul>
近畿経済産業 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライフライン（電気、ガス、工業用水道）の復旧対策</li> <li>(2) 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保</li> </ul>
中部近畿産業 保安監督部近 畿支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策</li> <li>(2) 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策</li> </ul>
近畿運輸局 (和歌山運輸 支局勝浦海事 事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通施設及び設備の整備に関する指導</li> <li>(2) 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導</li> <li>(3) 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導</li> <li>(4) 災害時における所管事業に関する情報の収集</li> <li>(5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導</li> <li>(6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整</li> <li>(7) 緊急輸送命令</li> </ul>
大阪航空局 (関西空港事 務所南紀白浜 空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理</li> <li>(2) 密集地帯上空の低空飛行の禁止</li> <li>(3) 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施</li> </ul>
大阪管区気象 台（和歌山地 方気象台）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観測施設の整備及び維持</li> <li>(2) 気象予警報等の処理・通信システム等の確保と充実</li> <li>(3) 気象予警報等の発表と伝達</li> <li>(4) 観測資料等のデータベースの構築</li> </ul>
近畿総合通信 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 非常通信体制の整備</li> <li>(2) 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施</li> <li>(3) 災害時における電気通信の確保</li> <li>(4) 非常通信への妨害の排除及び混信の除去</li> </ul>

	(5) 非常通信体制の整備災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
和歌山労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止 (2) 救助の実施に必要な要員の確保
近畿地方整備局（和歌山河川国道事務所）	(1) 土木施設の整備と防災管理 (2) 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 (3) 被災土木施設の災害復旧 (4) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

#### 4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第37普通科連隊	(1) 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 (2) 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

#### 5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道(株)和歌山支社	(1) 輸送施設の整備と安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資の緊急輸送 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 被災施設の調査と災害復旧
西日本電信電話(株)和歌山支店	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害時における緊急通話の取扱い (3) 被災施設の調査と災害復旧
日本銀行大阪支店	災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
日本赤十字社和歌山県支部	(1) 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集配布
日本放送協会和歌山放送局	(1) 防災知識の普及と警報等の周知徹底 (2) 災害状況及び災害対策等の周知徹底
西日本高速道路(株)関西支社	(1) 災害時における輸送路の確保 (2) 有料道路の災害復旧

日本通運(株) 和歌山支店	災害時における緊急陸上輸送
関西電力(株) 和歌山支社	(1) 災害時の電力供給 (2) 被災施設の調査と災害復旧 (3) ダム施設等の整備と防災管理
関西電力送配 電(株)和歌山 支社	(1) 災害時の電力復旧 (2) 被災施設の調査と災害復旧
郵便事業(株) 和歌山支店	(1) 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 (2) 被災郵政業務施設の復旧

## 6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区 (17機関)	(1) 土地改良施設の整備と防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 (3) 農地たん水の防除施設の整備と活動	
鉄道機関 (2機関)	(1) 輸送施設の整備と安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資の緊急輸送 (3) 災害時の応急輸送 (4) 被災施設の調査と災害復旧	
バス機関 (13機関)	(1) 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送	
輸送機関 (9機関)	(1) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送	
放送機関 (6機関)	(1) 防災知識の普及と警報等の周知徹底 (2) 災害状況及び災害対策等の周知徹底	
医療機関 (2機関)	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫の協力	
公 社	土地 (1機関)	(1) 管理地及び施設の整備と防災管理 (2) 被災施設等の災害復旧
	住宅 (1機関)	(1) 被災施設の調査と災害復旧 (2) 住宅の被害調査と応急対策への協力

ガス機関 (2機関)	(1) 災害時のガス供給 (2) 被災施設の調査と災害復旧
---------------	----------------------------------

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 被災時の病人等の収容保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における収容者の収容保護
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
農業協同組合 森林組合等	(1) 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 (2) 農林産物等の災害応急対策についての指導 (3) 被災農林業者に対する融資又はあっせん (4) 農林業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 (5) 飼料、肥料、その他資材等の確保又はあっせん
商工会議所、 商工会等商工業関係団体	(1) 町本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金融機関	被災事業者に対する資金融資
危険物及び高圧ガス施設等 管理者	(1) 安全管理の徹底 (2) 危険物及び高圧ガス施設等の点検

## 第4節 高野町の概況

### 1 自然的条件

#### (1) 位置と地勢

本町は、和歌山県北東部にあり、東経135度37分、北緯34度14分に位置している。面積137.03平方キロメートルの町域を有し、東南部は奈良県、南西部はかつらぎ町、北部は九度山町、橋本市と接している。海拔200メートル～1100メートル級の連峰が累積し、総面積の90%以上を山林が占める。このような環境のなかで、霊峰高野山を中心に大小あわせて19の地区が山あいの狭小な平地に点在している。

#### (2) 気候

気象状況は、地域によって多少異なるが、平均気温10.4度、標高が高いため、夏は涼しい一方で、冬の寒さは厳しい。年間降水日数は230日以上、年間降水量は2,000mm前後であり、梅雨期に集中豪雨が多い。最深積雪60cmは県内最高である。

### 2 社会的条件

#### (1) 人口

高野町の人口は、昭和40年代まで9千人台を維持してきたが、昭和45年の5年間に17%の急激な減少があり、その後も継続して減少傾向がみられる。また、平成7年からの15年間で2,411人減と大幅に減少、ここ10年間でも1,005人の減と人口減少に歯止めがかからない状態が続いている。

65歳以上の高齢者は1,220人で高齢化率は41.4%と県郡部の平均値を上回っている。

人口の推移（国調）

（単位：人）

年	昭和40年度	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度
総人口	9,166	7,604	7,521	7,236	7,054	6,611
年	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
総人口	6,386	5,355	4,632	3,975	3,352	2,970

高野町では、19地区に分かれ（資料編1－1）、中心集落が2箇所、その他に中小集落が山間部に点在している。そのため、地勢的に土砂災害の発生によって、他の地域との交通手段が遮断され、集落が孤立してしまう危険が高い。特に、町の中心である高野山上は、町の人口の約75%を占めている一方で、他の地区によっては、人口が10人に満たないところもあり、孤立した際の連絡方法、援助方法が課題である。

#### (2) 交通

公共交通機関としては、町内を南海電気鉄道(株)高野線、路線バス、コミュニティバスが運行しているが、急傾斜地を走行しており、土砂災害が発生した場合には、町全体が孤立するおそれがある。

また、道路は、国道3路線（370号、371号、480号）、主要地方道1路線（高野天川線）、一般県道3路線（阪本五條線、川津高野線、高野橋本線）、高野龍神スカイラインの整備を進めている。